「再編に関する基準等」の再検討について

高校教育課高校再編推進室

１　「再編に関する基準等」策定の考え方

長野県は中山間地が多く、県土が広い。市街地にも中山間地にも高校が存立していることが望ましい。
「都市部存立校」は一定の規模が維持でき、「中山間地存立校」が可能な限り存続できる

➡　**都市部と中山間地で異なる基準**

２　再検討に至った経緯

ＩＣＴの活用による遠隔授業や合同授業など学び方の多様化、想定を上回る少子化の進行、通信制高校を選択する生徒の増加など

➡　**再編基準の妥当性に課題意識**、「特色ある県立高校づくり懇談会」や県議会からのご意見

３　再検討の経過と今後の予定

令和６年 ９月～	・高等学校校長会、中学校校長会から意見を伺いながら県教育委員会が原案を作成
令和７年 １月上旬	外部（有識者及び各団体）に対し原案提示
２月 13 日 （木）	第１回意見交換会開催（有識者及び各団体代表者参集、公開で開催） 原案について意見交換
２月～３月	・パブリックコメント実施、中学生、高校生の意見聴取
４月～６月	・パブリックコメント及び生徒の意見を反映した修正案を県教育委員会で検討 ・外部（有識者及び各団体）に対し修正案提示
７月 15 日 （火）	第２回意見交換会開催（有識者及び各団体代表者参集、公開で開催） 修正案について意見交換
８月	・第２回意見交換会を踏まえ、最終案を県教育委員会で検討 **・教育委員会定例会で「再編に関する基準等について（改訂版）」を審議** ・「再編に関する基準等について（改訂版）」を公表
令和８年度からの適用を目指す	

「再編に関する基準等」に係る整理事項

○本基準は、令和 12 年（2030 年）３月を完了目標として推進している「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画」（第２期再編）におけるものである。

○本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

○第２期再編後（2030 年以降）の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

「再編に関する基準等について（改訂版）」（案）

本基準は、令和 12 年（2030 年）３月を完了目標として推進している「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 再編・整備計画」（第２期再編）におけるものであるため、その適用も令和 12 年（2030 年）３月までとする。また本基準は、再編・整備計画【一次】【二次】【三次】の対象校以外に対して適用するものであり、現在行っている再編・整備計画は、本基準と切り離して引き続き進めていく。

第２期再編後の新たな再編や基準等の必要性については、社会情勢や地域、産業界等の意見を踏まえ、検討する場の設置を含め引き続き考えていく。

１「都市部存立普通校」の基準について

○募集定員 240 人以上が望ましく、さらに規模の大きさを活かせる募集定員 320 人規模の学校の設置も目指す。
○規模が縮小し、在籍生徒数が 520 人以下の状態が２年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

２「都市部存立専門校」の基準について

○募集定員 120 人以上が望ましい。
○規模が縮小し、在籍生徒数が 280 人以下の状態が２年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②募集停止のいずれかの方策をとる。

３「中山間地存立校」の基準について

○募集定員 80 人以上とする。
○在籍生徒数が 120 人以下の状態が２年連続した場合には、再編対象として、①他校との統合（新たな高校をつくる）、②地域キャンパス化（分校化）、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。

３－(1)「中山間地存立特定校」指定の基準について

○募集定員 40 人でも単独で高校を存続させる道を残す。
○県境に近い地域にある高校は原則指定し、地域と協働しながら存続させていく。
○県境に近い地域にない高校は、地域が具体的な支援や存続する体制を整備する場合において、個別に指定を検討していく。

３－(2)「地域キャンパス」及び「中山間地存立特定校」がより小規模になった場合の基準について

○在籍生徒数が 60 人以下の状態が２年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から３年が経過、もしくは「中山間地存立特定校」の指定から３年が経過した時点以降の生徒数とする。

注１）再編に関する基準等については、令和８年度を初年度として適用する。
注２）この基準の「在籍生徒数」は、学校基本調査に基づく５月１日現在の数とする。
注３）「中山間地存立校」「中山間地存立特定校」「地域キャンパス」においては、ICT を活用した遠隔授業を積極的に行うことで、学びの質を保障していく。